



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成31年 2月 1日金曜日 第3048号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則.....（会計課）.....62

## 告 示

介護機関の指定.....（保健福祉課）.....63

指定医療機関の変更.....（ " ）.....63

指定施設機関の変更.....（ " ）.....63

指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）.....63

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....（ " ）.....64

指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....（ " ）.....64

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....（ " ）.....64

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....（ " ）.....64

解除予定保安林.....（森林整備課）.....65

保安林の皆伐面積の限度の公表.....（ " ）.....65

同意の成立（漁獲共済）.....（漁政課）.....67

漁船損害補償法による加入区の変更の一部改正.....（水産課）.....67

公有水面埋立免許の出願.....（港湾海岸課）.....67

開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）.....68

道路の区域変更（一般国道 197号）.....（南予地方局大洲土木事務所）.....68

## 公 告

愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....（会計課）.....69

## 公安委員会規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....（警察本部警務課）.....70

## 公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱.....（警察本部交通企画課）.....70

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）.....74

政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）.....75

政治団体の解散の届出.....（ " ）.....76

政治団体の収支報告書の要旨の公表.....（ " ）.....76

## 公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）.....76

## 雑 報

平成30年度行政書士試験合格者の公示.....（私学文書課）.....76

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第5号

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(競争参加者の資格に関する審査等)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 知事は、前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしておくものとする。</p> <p>(1) 調達をする物品等(特例政令第2条第3号に規定する物品等をいう。以下同じ。)又は特定役務(同条第4号に規定する特定役務をいう。以下同じ。)の種類</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>7 省略</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p><b>第3条</b> 特例政令第6条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日(特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約のうち、最初の契約に係る特例政令第6条の公告において当該契約以外の契約に係る同条の公告を入札期日の前日から起算して少なくとも24日前にする旨を規定した場合における当該契約に係る一般競争入札にあっては、24日)前に県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を10日までに短縮することができる。</p>	<p>(競争参加者の資格に関する審査等)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 知事は、前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしておくものとする。</p> <p>(1) 調達をする物品等(特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。以下同じ。)又は特定役務(特例政令第2条第3号に規定する特定役務をいう。以下同じ。)の種類</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>7 省略</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p><b>第3条</b> 特例政令第6条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日(特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約のうち、最初の契約に係る特例政令第6条の公告において当該契約以外の契約に係る特例政令第6条の公告を入札期日の前日から起算して少なくとも24日前にする旨を規定した場合における当該契約に係る一般競争入札にあっては、24日)前に県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を10日までに短縮することができる。</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**○愛媛県告示第67号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成31年2月1日

愛媛県知事 中村時広

介護機関の名称	介護機関の所在地	指定年月日
社会福祉法人同心会	西条市朔日市892番地25	平成30年12月1日

**○愛媛県告示第68号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の所在地が、次のように変更された。

平成31年2月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
いろは薬局大黒町店	(変更後) 八幡浜市大黒町三丁目15番地154	平成30年10月1日
	(変更前) 八幡浜市1526-4	
旭町内科クリニック	(変更後) 八幡浜市旭町三丁目1510番地73	平成30年11月16日
	(変更前) 八幡浜市沖新田1510-73	

ひまわり歯科	(変更後) 東温市志津川南七丁目3番地5	平成30年12月1日
	(変更前) 東温市志津川字万能甲1219番1	
重信歯科医院	(変更後) 東温市志津川南三丁目2番地22	平成30年12月1日
	(変更前) 東温市志津川733番地21	

**○愛媛県告示第69号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により指定した施術機関の施術所の名称が、次のように変更された。

平成31年2月1日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関	施 術 所	変 更
氏 名	名 称	年 月 日
藤原一知	(変更後) (かくま る)堂接骨院	今治市栄町1-2-10 平成30年 11月1日
	(変更前) 藤原接骨院	

**○愛媛県告示第70号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成31年2月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日	伊 藤 医 院	南宇和郡愛南町御荘平城 3605番地 2	平成30年12月 7日
さ く ら 薬 局	西予市宇和町卯之町一丁目410 - 1	平成30年12月 2日			

○愛媛県告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成31年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
森 岡 明	（変更後） 八幡浜市1536番地197	旭町内科クリニック	（変更後） 八幡浜市旭町三丁目1510番地73	平成30年11月16日
	（変更前） 西宇和郡伊方町高茂210番地171		（変更前） 八幡浜市沖新田1510 - 73	
渡 部 良 平	（変更後） 東温市志津川南三丁目 2 番地 22	重信歯科医院	（変更後） 東温市志津川南三丁目 2 番地 22	平成30年12月 1日
	（変更前） 東温市志津川733番地21		（変更前） 東温市志津川733番地21	

○愛媛県告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地及び介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成31年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
森 岡 明	（変更後） 八幡浜市1536番地197	旭町内科クリニック	（変更後） 八幡浜市旭町三丁目1510番地73	平成30年11月16日
	（変更前） 西宇和郡伊方町高茂210番地171		（変更前） 八幡浜市沖新田1510 - 73	
渡 部 良 平	（変更後） 東温市志津川南三丁目 2 番地 22	重信歯科医院	（変更後） 東温市志津川南三丁目 2 番地 22	平成30年12月 1日
	（変更前） 東温市志津川733番地21		（変更前） 東温市志津川733番地21	

○愛媛県告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成31年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号	クオール薬局今治店	今治市北宝来町 2 - 2 - 1	平成30年 9月30日

○愛媛県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成31年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	クオール薬局今治店	今治市北宝来町2-2-1	平成30年9月30日

○愛媛県告示第75号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

- 四国中央市金田町金川字荒神山乙567の9、乙567の10
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第76号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成31年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	549.54	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	21.82	
金 生 川 ～ 加 茂 川	水 源 かん 養 保 安 林	372.72	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	821.99	
中 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	205.86	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	273.44	
今 治 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	59.44	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	387.80	
重 信 川	水 源 かん 養 保 安 林	268.21	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市（中山町、双海町を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部に限る。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	637.27	
小 田 川	水 源 かん 養 保 安 林	21.64	喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川（一部を除く。）に限る。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。）、伊予市中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	75.10	
肱 川	水 源 かん 養 保 安 林	780.22	大洲市、喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。）、西予市宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部を除く。）、野村町（大野ヶ原の一部を除く。）、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	93.67	

八 幡 浜 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	14.52	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	57.94	
宇 和 島 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	604.54	宇和島市（三間町及び野川の一部を除く。）、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	123.18	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	18.08	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.84	今治市伯方町
弓 削 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）
上 浦 大 三 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	2.50	松山市（中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、鏡、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。）
四 万 十 川	水 源 か ん 養 保 安 林	579.25	宇和島市（三間町及び野川の一部に限る。）、北宇和郡鬼北町、松野町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	42.76	
仁 淀 川 上 流	水 源 か ん 養 保 安 林	941.41	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）、西予市野村町（大野ヶ原の一部に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	48.82	
東 予	干 害 防 備 保 安 林	19.10	四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。）、新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。）
中 予	干 害 防 備 保 安 林	4.14	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
南 予	干 害 防 備 保 安 林	20.04	八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町（正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。）
東 予	保 健 保 安 林	17.92	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）
今 治 地 区	保 健 保 安 林	29.34	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、今治市玉川町、波方町
中 予	保 健 保 安 林	13.84	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、鏡、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、東温市（上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。）、上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。）、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）
八 幡 浜 ～ 肱 川	保 健 保 安 林	21.10	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇 和 島 ～ 四 万 十 川	保 健 保 安 林	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）、北宇和郡松野町
弓 削 地 区	保 健 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。



9 点は、8 点から真北181度20分03秒、3.22メートルの地点  
 10点は、9 点から真北88度51分15秒、1.00メートルの地点  
 11点は、10点から真北178度39分48秒、2.40メートルの地点  
 12点は、11点から真北268度54分41秒、1.00メートルの地点  
 13点は、12点から真北176度51分17秒、1.84メートルの地点

ウ 面積

39.78平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施工区域

ア 位置

愛媛県越智郡上島町弓削佐島2756番から2800 - 3番地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からF点を順次直線で結んだ線並びにF点とA点を結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「高側」四等三角点、越智郡弓削町大字佐島字高側甲690番地）は、北緯34度15分17.7470秒、東経13

3度11分31.2973秒

A点は、基点から真北104度38分42秒、472.60メートルの地点

B点は、A点から真北105度10分19秒、49.69メートルの地点

C点は、B点から真北195度10分20秒、72.38メートルの地点

D点は、C点から真北285度10分19秒、45.23メートルの地点

E点は、D点から真北342度41分44秒、22.60メートルの地点

F点は、E点から真北3度01分50秒、20.37メートルの地点

ウ 面積

4,022.47平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 17.63平方メートル

護岸用地 22.15平方メートル

4 出願年月日

平成31年 1月 7日

○愛媛県告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成31年 2月 1日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建（開）第22号 平成31年 1月22日	伊予郡松前町大字浜字一町六反847番 1	岡山県岡山市北区今八丁目14番39号 中四国セキスイハイム不動産株式会社

○愛媛県告示第81号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成31年 2月 1日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建（開）第23号 平成31年 1月22日	伊予郡松前町大字北川原字原端994番 1	松山市星岡二丁目12番 8号 ピススペース102号 玉 森 郁 哉 玉 森 知 子

○愛媛県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市平野町野田乙597番から 同市平野町野田乙592番 1 まで	旧	メートル 56.7 ~ 90.7	キロメートル 0.228	
			新	56.8 ~ 121.3	0.228	

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

愛媛県漁業取締船用燃料の購入

## (2) 購入物品名及び数量

軽油（免税・J I S K2204 2号）

約 427,000リットル

この数量は、過去1年間の購入実績に基づく数量であり、平成31年度の納入量を保証するものではない。

## (3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

## (4) 納入期間

平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

## (5) 納入場所

松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船棧橋又は愛媛県が指定する愛媛県海域

## (6) 入札方法

ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（以下「運用基準」という。）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、100リットル当たりの単価で記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約単価は、入札書に記載された金額を100で除し、1リットル当たりの単価とする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29～31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

## (2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成31年 3月20日（水）午前9時から同月22日（金）午後1時59分まで

紙入札による場合は、平成31年 3月22日（金）午後1時59分まで

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

## (4) 開札の日時及び場所

平成31年 3月22日（金）午後2時00分

愛媛県庁舎 総務部会議室（入札室） 本館2階

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成31年 3月14日（木）午後5時00分

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

## (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (8) その他

## ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

運用基準7(1)又は(2)の規定により紙入札による入札が承諾された者は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light Oil ( tax exempted , JIS K2204 No . 2 ) approximately 427,000L

(2) Time limit of tender: 1:59 p.m . , 22 March 2019

(3) For further information , please contact: Supplies



Procurement Section , Accounting Division , Treasury  
Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho ,

Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 2月 1日

愛媛県公安委員会委員長 渡 部 智磨子

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																						
<p><b>別表第1（第1条関係）</b> 交番、駐在所及び署所在地</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) 八幡浜警察署</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みなと交番</td> <td>八幡浜市沖新田</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(14)～(16) 省略</p> <p><b>別表第2（第2条関係）</b> 警備派出所、検問所及び警察官連絡所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四国中央警察署川之江検問所</td> <td>四国中央市川之江町</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大洲警察署参川警察官連絡所</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>八幡浜警察署駅前警察官連絡所</td> <td>八幡浜市江戸岡一丁目</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区	みなと交番	八幡浜市沖新田	省略	省略			名 称	位 置	省略		四国中央警察署川之江検問所	四国中央市川之江町	省略		省略		大洲警察署参川警察官連絡所	省略	八幡浜警察署駅前警察官連絡所	八幡浜市江戸岡一丁目	省略		<p><b>別表第1（第1条関係）</b> 交番、駐在所及び署所在地</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) 八幡浜警察署</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅前交番</td> <td>八幡浜市江戸岡一丁目</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(14)～(16) 省略</p> <p><b>別表第2（第2条関係）</b> 警備派出所、検問所及び警察官連絡所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八幡浜警察署水上警備派出所</td> <td>八幡浜市沖新田</td> </tr> <tr> <td>西条西警察署小松検問所</td> <td>西条市小松町新屋敷</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西予警察署江良検問所</td> <td>西予市宇和町伊賀上</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大洲警察署参川警察官連絡所</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区	駅前交番	八幡浜市江戸岡一丁目	省略	省略			名 称	位 置	省略		八幡浜警察署水上警備派出所	八幡浜市沖新田	西条西警察署小松検問所	西条市小松町新屋敷	省略		西予警察署江良検問所	西予市宇和町伊賀上	省略		大洲警察署参川警察官連絡所	省略	省略		省略	
名 称	位 置	所 管 区																																																					
みなと交番	八幡浜市沖新田	省略																																																					
省略																																																							
名 称	位 置																																																						
省略																																																							
四国中央警察署川之江検問所	四国中央市川之江町																																																						
省略																																																							
省略																																																							
大洲警察署参川警察官連絡所	省略																																																						
八幡浜警察署駅前警察官連絡所	八幡浜市江戸岡一丁目																																																						
省略																																																							
名 称	位 置	所 管 区																																																					
駅前交番	八幡浜市江戸岡一丁目	省略																																																					
省略																																																							
名 称	位 置																																																						
省略																																																							
八幡浜警察署水上警備派出所	八幡浜市沖新田																																																						
西条西警察署小松検問所	西条市小松町新屋敷																																																						
省略																																																							
西予警察署江良検問所	西予市宇和町伊賀上																																																						
省略																																																							
大洲警察署参川警察官連絡所	省略																																																						
省略																																																							
省略																																																							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。

平成31年 2月 1日

愛媛県公安委員会委員長 渡 部 智磨子

1 委嘱期間

平成31年 2月 1日から平成33年 1月31日までの間

2 活動区域ごとの地域交通安全活動推進委員の氏名及び連絡先

(1) 愛媛県四国中央警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
石 川 健 二	愛媛県四国中央警察署交通課 〒799 - 0405
合 田 八重子	四国中央市三島中央五丁目 4 番20号 (電話番号 0896 - 24 - 0110)
坂 上 宏	
佐々木 弘	
篠原重春	

進 藤 武
高 橋 幸 正
長 野 亨
東 野 貞 夫
藤 田 洋 春
星 川 義 明
宮 崎 始
森 実 勝 行

(2) 愛媛県新居浜警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
伊 藤 方 正	愛媛県新居浜警察署交通課 〒792 - 0026 新居浜市久保田町三丁目 9 番 8 号 ( 電話番号 0897 - 35 - 0110 )
織 田 秀 子	
亀 田 広 顕	
川 口 和 恵	
河 端 秀 子	
近 藤 千 恵 子	
佐 々 木 つ や 子	
佐 々 木 延 之	
高 嶋 正 博	
谷 村 ツ ユ 子	
土 岐 晴 啓	
直 野 菅 男	
永 井 伸 宏	
永 易 万 佐 子	
三 木 章 市	
村 上 義 則	
山 下 秀 樹	

(3) 愛媛県西条警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
伊 藤 裕 樹	愛媛県西条警察署交通課 〒793 - 0028 西条市新田133番地 1 ( 電話番号 0897 - 56 - 0110 )
越 智 靖 子	
藏 本 美 紀 江	
斉 藤 孝	
平 孝 志	
高 木 治 雄	
丹 利 廣	
松 本 秀 俊	

(4) 愛媛県西条西警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
一 色 守	愛媛県西条西警察署交通課 〒799 - 1371 西条市周布349番地 1 ( 電話番号 0898 - 64 - 0110 )
近 藤 文 男	
佐 伯 信 光	
佐 伯 隆 三	
高 村 美 登	
谷 口 正 弘	
渡 部 勝	

(5) 愛媛県今治警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
阿 部 利 行	愛媛県今治警察署交通課 〒794 - 0042 今治市旭町一丁目 4 番地 2 ( 電話番号 0898 - 34 - 0110 )
岡 田 泰 司	
越 智 典 子	
越 智 紀 方	
川 本 登 倭 子	
菊 川 勝 也	
阪 尾 元 宏	
武 内 隆 夫	
武 田 徳 夫	

武 部 忍
田 中 弘
田 中 良 明
中 川 豊 和
平 塚 忠 敏
廣 川 忠 臣
松 田 俊 一
眞 鍋 知
村 上 須 磨 子
八 塚 誠 一
吉 村 尚 子
渡 邊 守

栗 林 信 子
栗 林 弘 之
古 鎌 久 志
鈴 木 英 治
伊 達 美 幸
坪 田 力 衛
土 居 知 恵 美
友 澤 光 則
中 岡 実
中 野 正
中 原 勇
西 原 俊 一
兵 頭 久 美 子
松 本 健 吾
宮 内 宏
宮 平 藤 代
宮 本 悦 子
宮 本 公 美 子
宮 脇 静 男
三 好 義 博
矢 野 健 二
山之内 玲 子

(6) 愛媛県伯方警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
竹 林 彰 子	愛媛県伯方警察署交通課 〒794 - 2305
田 所 基 家	今治市伯方町木浦甲4639番地 1 (電話番号 0897 - 72 - 0110)
松 山 一 志	
八 塚 哲 夫	

(7) 愛媛県松山東警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
相 原 幸 子	愛媛県松山東警察署交通第一課 〒790 - 8551
秋 山 恭 子	松山市勝山町二丁目13番地 2 (電話番号 089 - 943 - 0110)
井 上 博 文	
大 内 茂 美	
大 内 武	
大 西 良 和	
岡 本 直 美	
門 屋 榮 子	
木 村 達	

(8) 愛媛県松山西警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
池 本 盛 重	愛媛県松山西警察署交通課 〒791 - 8052
石 崎 智 行	松山市須賀町 5 番36号 (電話番号 089 - 952 - 0110)
井 原 清 彦	
小 川 陽 一	
越 智 公 夫	

梶原 富彦
門田 真知江
川本 三美
子川 和子
谷口 勝彦
友澤 竹男
中井 良則
中田 徳和
中矢 嘉代子
藤本 繁丸
松岡 隆
村上 京子
森 哲郎
八木 孝教
山中 格
和田 純子
渡部 啓一

(9) 愛媛県松山南警察署の管轄区域

氏名	連絡先
相原 宏	愛媛県松山南警察署交通課 〒791 - 1104 松山市北土居三丁目 6 番17号 (電話番号 089 - 958 - 0110)
相原 康子	
青木 玲子	
朝村 篤	
宇和川 豊	
大野 啓吾	
門田 俊男	
吉良 峻彦	
栗原 陽一	
河野 正勝	

永木 武
永田 サツキ
野本 益子
林 晴夫
袋田 徳夫
屋内 福明
山口 宗広
吉田 ヨシエ
吉野 總司
渡部 正

(10) 愛媛県久万高原警察署の管轄区域

氏名	連絡先
大西 和孝	愛媛県久万高原警察署地域交通課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万542番地 4 (電話番号 0892 - 21 - 0110)
河野 勝利	
正岡 健司	
村田 勝	

(11) 愛媛県伊予警察署の管轄区域

氏名	連絡先
大森 義一	愛媛県伊予警察署交通課 〒799 - 3111 伊予市下吾川960番地 (電話番号 089 - 982 - 0110)
折井 敬	
篠崎 洋史	
隅田 愛子	
徳野 宣武	
早瀬 雄朗	
美濃 勝則	
矢野 正次	
吉岡 一成	
渡辺 洋	

(12) 愛媛県大洲警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
池 永 壽 子	愛媛県大洲警察署交通課 〒795 - 0064 大洲市東大洲1686番地 1 (電話番号 0893 - 25 - 1111)
上 田 光 明	
神 山 俊 雄	
幸 田 小 太 郎	
笹 本 智 章	
中 岡 静 志	
橋 本 隆 一	
松 本 武	
山 田 孝 雄	
山 本 秀 則	

(13) 愛媛県八幡浜警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
井 上 源 吉	愛媛県八幡浜警察署交通課 〒796 - 8002 八幡浜市広瀬二丁目 1 番 5 号 (電話番号 0894 - 22 - 0110)
岩 田 勇 雄	
岩 見 光 夫	
宇都宮 忠 教	
西園寺 公 作	
玉 木 國 一	
西 田 勝 俊	
村 田 優 一	

(14) 愛媛県西予警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
宇都宮 弘 和	愛媛県西予警察署交通課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町四丁目659番地 (電話番号 0894 - 62 - 0110)
河 野 直 樹	
酒 井 直 文	

兵 頭 洋
藤 元 透 吉
不 破 克 則

(15) 愛媛県宇和島警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
浅 野 富 蔵	愛媛県宇和島警察署交通課 〒798 - 0074 宇和島市並松二丁目 1 番30号 (電話番号 0895 - 22 - 0110)
宇都宮 忍	
大 野 正 志	
岡 村 晴 子	
清 家 千 代 治	
谷 内 鈴 子	
太 場 克	
豊 田 千 恵	
中 村 好 次	
二 宮 俊 明	
増 澤 達 夫	
宮 口 博 孝	
宮 崎 友 明	
宮 崎 富 士 夫	
森 藤 裕 子	

(16) 愛媛県愛南警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
裡 田 日 出 夫	愛媛県愛南警察署地域交通課 〒798 - 4110 南宇和郡愛南町御荘平城2982番地 2 (電話番号 0895 - 72 - 0110)
坂 尾 英 治	
西 村 信 男	
吉 田 増 雄	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第 1 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成31年 2月 1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

## 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
博友会	大政博文	大政典邦	伊予郡松前町大間226-1	平成30年12月10日
浜田まさこ後援会	白石啓子	叶谷信之	西条市新田197-4	平成30年12月17日
大橋まきサポーターズクラブ	大橋麻輝	大橋経子	今治市常盤町一丁目6-7	平成30年12月21日
大木けんたろう後援会	草野康一	草野康一	松山市道後湯月町4-16	平成30年12月26日

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成31年2月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

## 1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県測量設計業支部	大野二郎	主たる事務所の所在地	松山市二番町四丁目4-4	松山市三番町四丁目4-7	平成30年11月21日
自由民主党愛媛県建設関係支部	中畑健右	主たる事務所の所在地	松山市二番町四丁目4-4	松山市東野六丁目5-5	平成30年11月29日
自由民主党愛媛県港湾建設支部	平野武邦	主たる事務所の所在地	松山市二番町四丁目4-4	松山市東野六丁目5-5	平成30年11月29日
自由民主党土居支部	森高康行	主たる事務所の所在地	四国中央市土居町入野139-6	四国中央市土居町入野859-1	平成30年12月5日
自由民主党愛媛県砕石工業支部	岡寛	主たる事務所の所在地	松山市千舟町四丁目4-1	松山市三番町四丁目4-7	平成30年12月12日

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
中田広後援会	佐々木史仁	会計責任者	中田典子	木村武士	平成30年8月15日
大政ひろふみ後援会	大政博文	会計責任者	大政典邦	大政秀夫	平成30年12月1日
きくち伸英後援会	田村正弘	会計責任者	野中秀晃	櫻田秀隆	平成30年12月1日
毛利修三後援会	水谷浩	主たる事務所の所在地	宇和島市吉田町東小路甲148-1	宇和島市吉田町本町1-5	平成30年12月1日
幸福実現党新居浜後援会	白石則廣	主たる事務所の所在地	新居浜市船木甲4681-1	新居浜市萩生2025-2	平成30年12月5日
		代表者	白石則廣	岡周平	
		会計責任者	白石則廣	岡公子	
田中みき後援会	田中美紀	会計責任者	高田恵子	白川美智留	平成30年12月6日
田窪秀道後援会	田窪秀道	主たる事務所の所在地	新居浜市多喜浜四丁目7-34	新居浜市多喜浜三丁目4-39	平成30年12月9日

田中かつこ後援会	坂 東 啓 司	代 表 者	坂 東 啓 司	大 嶋 慶 太	平成30年12月20日
----------	---------	-------	---------	---------	-------------

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成31年 2月 1日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
浜田まさこ後援会	白石啓子	平成30年12月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に

基づき、同法第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成31年 2月 1日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第17条関係

(1) 平成30年中解散に係るもの

ア その他の政治団体

政治団体の名称 浜田まさこ後援会

報告年月日 H30.12.27（H30.12.27解散）

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成31年 2月 1日

愛媛県公営企業管理者 兵頭 昭 洋

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(契約)</p> <p><b>第176条</b> 公営企業の業務に係る契約については、愛媛県会計規則、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）、愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱（昭和56年愛媛県訓令第35号）、愛媛県工事執行規程（昭和39年8月愛媛県告示第695号）、愛媛県工事検査規程（昭和63年4月愛媛県告示第509号）その他愛媛県の契約の例によるものとする。</p>	<p>(契約)</p> <p><b>第176条</b> 公営企業の業務に係る契約については、愛媛県会計規則 _____、愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱（昭和56年愛媛県訓令第35号）、愛媛県工事執行規程（昭和39年8月愛媛県告示第695号）、愛媛県工事検査規程（昭和63年4月愛媛県告示第509号）その他愛媛県の契約の例によるものとする。</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

雑 報

○公 告

平成30年度行政書士試験合格者の公示について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

平成31年 2月 1日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯 部 力

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7510018	7510088	7510162	7510294
7510021	7510090	7510165	7510307
7510045	7510092	7510169	7510308
7510049	7510118	7510173	7510321
7510059	7510121	7510187	7510323

7510063	7510124	7510221	7510339
7510070	7510129	7510238	7510365
7510078	7510137	7510241	7510386
7510080	7510144	7510285	
7510085	7510145	7510290	